

○ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例 (案)

平成18年9月25日条例第21号

改正

平成21年3月19日条例第11号

平成23年9月20日条例第14号

平成24年4月23日条例第19号

平成26年9月22日条例第16号

平成27年12月17日条例第17号

平成28年12月20日条例第25号

平成29年4月7日条例第8号

令和元年9月18日条例第21号

令和2年3月18日条例第10号

ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 ニセコ町において就学前のこどもが健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園及び保育所の運営と家庭における子育ての支援を一体的に推進する施設として、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づくニセコ町立幼稚園（以下「短時間型」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づくニセコ町立保育所（以下「長時間型」という。）及び家庭の子育てを支援するニセコ町地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を包含するニセコ町幼児センター（以下「幼児センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼児センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地外

(定員)

第3条 幼児センターの定員は、次のとおりとする。

(1) 短時間型 45人

(2) 長時間型 135人

(入園資格)

第4条 幼児センターに入園できる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 短時間型 満3歳以上（当該年度の4月1日現在の年齢をいう。以下同じ。）の幼児

(2) 長時間型 保育を必要とする満6か月から小学校就学前までの乳幼児  
(子育て支援事業)

第5条 支援センターは、乳幼児及び保護者に対し、子育て支援に関する事業を実施する。

(入園手続)

第6条 保護者は、その保護する乳幼児の入園を希望するときは、町長に申し込むものとする。

2 前項の申込み及びこれに対する承諾その他の入園手続に関する事項は、規則で定める。  
(保育料等)

第7条 前条第2項の規定による入園の承諾を受けた乳幼児の保護者は、次の各号に定める保育料、預かり保育料、一時保育料、休日保育料又は乳児等通園支援保育料（以下「保育料等」という。）を納入しなければならない。

(1) 保育料 長時間型の保育に係る保育料の額は、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年ニセコ町条例第19号。以下「利用者負担額条例」という。）に定める額とする。

(2) 預かり保育料 短時間型の教育課程時間外に保育を実施する預かり保育に係る保育料の額は、1日当たり500円とする。

(3) 一時保育料 家庭の事情等により一時的に保育を必要とするときに実施する一時保育に係る保育料の額は、半日当たり1,000円とする。

(4) 休日保育料 休日（別に規則で定める日）に保護者の就労又は緊急の事情等で保育を必要とするときに実施する休日保育に係る保育料の額は、1時間当たり300円とする。

(5) 幼児センター給食費 満3歳以上児に限り主食費として1人当たり月額1,000円とし、副食費については、1人当たり短時間型月額3,900円、長時間型月額4,500円とする。ただし、ニセコ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年

ニセコ町条例第18号) 第13条第4項第3号イ若しくはロ又はニセコ町幼児センター第3子以降給食費免除実施要綱(令和元年教育委員会訓令第6号)に該当する場合、副食費については、この限りでない。

(6) 乳児等通園支援保育料 乳児等通園支援事業に係る保育料の額は、1時間当たり300円とする。

(納付及び徴収方法)

第8条 保育料等の納付方法及び徴収の方法は、規則で定める。

(保育料等の減免)

第9条 町長は、保護者等が疾病、災害その他により生活が著しく困窮しているとき、その他必要があると認めるときは、保育料等を減免することができる。

(職員)

第10条 幼児センターには、別に定める職員を置く。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、幼児センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(ニセコ町立保育所設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ニセコ町立保育所設置条例(昭和47年ニセコ町条例第12号)

(2) ニセコ町立幼稚園設置条例(昭和59年ニセコ町条例第15号)

(3) ニセコ町立幼稚園保育料徴収条例(昭和59年ニセコ町条例第20号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にニセコ町立幼稚園に入園の許可又はニセコ町立保育所に入所の承諾を受けている者は、第7条の入園手続きにより幼児センターへの入園を承諾された者とみなす。

(ニセコ町学校給食センター設置条例の一部改正)

4 ニセコ町学校給食センター設置条例(昭和46年ニセコ町条例第21号)の一部を次のとおり改正する。

第1条中「、ニセコ中学校、ニセコ高等学校及びニセコ幼稚園」を「、ニセコ中学校及びニセコ高等学校」に改める。

附 則（平成21年3月19日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月20日条例第14号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月23日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月22日条例第16号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（過年度分の保育料等に関する経過措置）

2 改正後の第7条及び第9条の規定は、平成28年度以後の年度分の保育料等について適用し、平成27年度分までの保育料等については、なお従前の例による。

（子ども3人以上世帯における保育料等の経過措置）

3 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間、18歳未満の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）が3人以上の世帯のうち、利用者負担額条例別表2の規定における階層区分が第5階層以上で、この条例の施行の日前のニセコ町児童センターの設置及び管理に関する条例別表の規定における階層区分と比べて2階層以上高くなる世帯については、次の各号に定める額を当該世帯の市町村民税所得割課税額から控除した額をもって保育料等を算定するものとする。

（1） 地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢が16歳未満の子どもを有する世帯 当該扶養親族の人数1人につき19,800円

（2） 地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢が16歳以上18歳未満の子どもを有する世帯 当該扶養親族の人数1人につき7,200円

附 則（平成28年12月20日条例第25号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月7日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。  
(子ども3人以上世帯における保育料等の経過措置の特例)
- 2 平成28年度において、ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成27年ニセコ町条例第17号。以下「改正前の条例」という。）附則第3項の規定に該当した世帯における平成29年4月1日在籍している子どもについて、平成29年度以降の保育料等の算定は、3歳以上の子どもに限り、改正前の条例附則第3項の規定を適用する。

附 則（令和元年9月18日条例第21号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月18日条例第10号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。